

## スハルト政権の経済建設と「新秩序」体制(Ⅱ)

うめ ざわ たつ お  
梅 沢 達 雄

- I はじめに
- II 「指導民主主義」体制から「新秩序」体制へ
- III スハルト政権の経済建設（以上、第22巻第7号）
- IV スハルト政権の「新秩序」体制（以下、本号）
- V むすびにかえて

### III スハルト政権の「新秩序」体制

スハルト「新秩序」政権は、最優先課題として経済建設を掲げたので、政権の正当性は一義的にはその成果如何によって問われよう。経済建設の遂行には政治的安定が必要であり、政治的安定の確保には、政権に対する国民の広範な不断の支持が必要である。この点でスハルト政権は、はたして政治的安定を確保したと言い切れるであろうか、政権に対する広範な支持をとりつけているであろうか。

#### 1. 権威主義体制と政治文化

発展途上国の諸政権は政治的不安定に悩まされている場合が多く、その解消にはそれぞれ頭を痛めている。独立当初はこぞって西欧的な議会民主主義制度を導入した国々においても、その運営に破綻をきたし、近時は政治的安定を権威主義的な政治体制に期待するむきが、かなり一般的な傾向として見て取れるようになった。

発展途上諸国に共通する政治的不安定の一般的要因としては、政治的独立にともなう激動とその余震とみなされる要因や、伝統的な政治・社会構造に由来するもの、およびその後の発展過程で生

ずるあつれき等々、新興国なるがゆえのさまざまな要因が考えられる。たとえば、政治的独立を達成したとなれば、早速、国民国家の形成に必要な諸制度の創設や有効な権威の創出など、山積する諸課題をある程度いちどきに解決しなければならぬという難問が控えている。それらの難問は、従来政治的独立を目指し、抵抗の論理にしたがって行動してきた人々が、自らのイニシャティヴで全面的に建設の論理に切り換え、国民的合意をえられるような国造りの内容とその方策についての青写真を作成し、解決してゆかねばならない。しかも国民的合意は、独立とともに一気に解放された、千差万別でかつ過度に走りがちな各種利益が、てんでんばらばらにその要求実現を新政権に迫っている難かしい環境のもとで、なんとか調達してゆかねばならない。伝統的な政治・社会構造に由来する要因にしても、統治機構の欠如もさることながら、中産階層の未成熟による人材の欠如は致命的であるし、農業社会に温存された諸々の因習や、宗教的信仰にもとづく束縛も強い。その他にも、伝統的な国家観や権力概念は、普遍的な権威の創出にあたって著しい阻害要因となる。さらにその後の発展過程では、急速な経済・社会変動に政治的対応が遅れがちであって、とかくさまざまなきしみが生じ易いのである。

では、インドネシアにおいては政治不安に対してどのように対処し、どのような経過を経て「新秩序」体制がもたらされたのか、また、「新秩序」

体制はどのような政治体制なのであろうか。簡単にいえば、「新秩序」体制は「指導民主主義」体制から45年憲法にもとづく権威主義体制を継承してより強化したが、共産主義勢力は一掃した。つまり、政治的安定を確保するために政治参加を抑制し、政治的自由を若干侵害しても、中央集権的な体制を強めて政治権力の浸透を図ろうとする権威主義的な政治体制、それが「新秩序」体制である。

以下では、すでに略述したスカルノからスハルトへの権力の移行、すなわち「脱スカルノ化」過程について若干敷衍したうえで、建設内閣発足後の「新秩序」体制における権力の集中・強化と実質的な政治参加の抑制にかかわる主な問題として、国軍組織、総選挙、および政党再編の諸問題を取り上げて検討する。なお、政治的自由の問題についても考察する。

#### (1) 「脱スカルノ化」過程

「旧秩序」(Orde Lama) 派文民勢力の弾圧を含む、スカルノ大統領の権限制約から剝奪にいたる、いわゆる「脱スカルノ化」過程は、PKI系勢力を削がれたとはいえスカルノがいまだ相当の勢威を保持していたので、緊張をはらんだなくずし的なものとなった。軍部を主体とするスカルノ大統領の権限制約や剝奪、ならびに「旧秩序」派を含む政党勢力削減の工作は、軍部ないしスハルトへの権力集中と表裏の関係にある。したがって「2元政治」を解消する権力闘争も、66年の3・11命令、6月から7月にかけての暫定国民協議会第4回総会におけるスカルノ大統領権限の大幅制限、67年2月20日のスハルトへの大統領権限委譲、それを受けてスハルトが67年3月の暫定国民協議会臨時総会で大統領代行に、68年3月の暫定国民協議会第5回総会で大統領に就任と、段階を

踏んでようやく最終的な決着をみたのである。

第4回総会開催時の暫定国民協議会は、3・11命令ですでに大量のPKIならびに同党系議員が追放されており、さらに開会直前にもPNI 22名、軍16名を含む65名もの議員が新たに任命されて、議員総数547名で構成されていた。大統領権限を、同総会が大幅に制限した具体的な内容は次のとおりであった(注1)。「暫定国民協議会の受託者は大統領で、暫定国民協議会決定を実行し、暫定国民協議会に報告する」(1966年暫定国民協議会決定第16号)と、大統領が暫定国民協議会の受託者であることを再確認したうえで、「“革命の偉大な指導者”はスカルノが所有する単なる称号であり、いかなる法的権限もともなわない」(同前第17号)し、スカルノを終身大統領に指名した「1963年暫定国民協議会決定第3号は撤回する」(同前第18号)と決定した。さらに、スカルノが45年憲法への復帰以降乱発してきた大統領決定(Penetapan Presiden)と大統領規則(Peraturan Presiden)等についても、標榜する法治原則と45年憲法純正・一貫履行の見地から、「1959年7月5日布告以降のすべての大統領決定と大統領規則を再検討する。1945年憲法に違反する法律(Undang<sup>2</sup>)と、法律に代わる政令(Peraturan Pemerintah Pengganti Undang<sup>2</sup>)も再検討する。再検討は2年以内に行なわれ、再検討期間中当該法規は有効とする。今後新たな大統領決定および大統領規則は公布しない」(同前第19号)と決定した。スカルノの教義についても、「スカルノ教義調査委員会を設置する」(同前第26号)と追い討ちをかけた。そして、スカルノが従前どおりの所信を堅持して6月22日に行なった演説を非難し、暫定国民協議会として、9・30事件と経済崩壊、ならびに道義退廃について、スカルノのより責任ある報告を重ねて要請した。

暫定国民協議会第4回総会の決定にもとづいて、7月末に組閣されたアンペラ内閣のもとでも、スカルノは恒例の独立記念日演説で従来の見解を堅持し、12月に入ると、スハルト政権を反革命政権と決めつける強硬発言を繰り返したので、「新秩序」推進派勢力の反発も激化した。さらに、スカルノが67年1月10日に渋々暫定国民協議会に提出した書簡は、彼らの反発に油を注ぎ、従来の大統領権制限の動きを、一挙に権限剝奪にまで硬化させてしまう効果をもたらした。まず、67年1月17日付で108名もの大量の新議員が任命された、計347議員の改造ゴトン・ロヨン国会が口火を切って、2月9日に大統領解任を決議した。さまざまに抵抗を試みたスカルノも、遂に2月20日、大統領の全権限をスハルトに委譲して、「2元政治」の権力闘争に一応の区切りがつけられた。

2日後の2月22日に公表された大統領全権限のスハルトへの委譲は、1月半ばの大量の新国会議員の誕生に加え、またも開会直前に地方代表議員の半数近くの入替えなどで手直しをして、3月早々に召集した暫定国民協議会臨時総会によって追認された。同臨時総会は同時に、スカルノの政治活動を禁止して、スハルトを大統領代行(Pedjabat Presiden)に任命した。

スハルトを大統領に選出し、5カ年計画を原則的に承認し、総選挙を71年7月実施と定めたのは、68年3月に召集された暫定国民協議会第5回総会であった。しかし、国権の最高機関である暫定国民協議会は、第5回総会に先立つわずか1カ月半の間に、更迭や定員増で半数近くの議員が新たに送り込まれて手直しされていたのである。すなわち2月には、従来347名であったゴトン・ロヨン国会議員中119議員を更迭し、新たに軍人31名、学生団体からの20名を含む67議員を任命し

て、定員を414議席に拡大した。改造された国会は、暫定国民協議会総会を直ちに召集してスハルトを大統領に任命し、5カ年計画を承認し、68年7月実施と予定されていた総選挙を5年延期すべしと決議した。3月には暫定国民協議会でも、31名の議員更迭や、軍人61名を含む102名の新議員を一挙に任命するなど、さきの国会改造に見合った規模で改造され、議席も828に膨らんでいた。なお、2月の国会改造に際しては、60年に解散させられたイスラーム近代派のマシュミ党に代わってインドネシア・ムスリム党(PMI)の結成が、旧マシュミ党員の新党幹部への登用禁止を条件に認可された<sup>(注2)</sup>。9・30事件直前に解散させられた民族共産主義の小政党 Murba は、PMI結成以前の66年10月に復活が認められていた。

## (2) 国軍組織

スハルト大統領のもとに、68年6月には建設内閣が発足し、69年4月からは建設5カ年計画が実施された。建設内閣のもとでは、「新秩序」体制がどう整備されたのであろうか。まず、69年の10月には、軍におけるスハルトへの権力集中の総仕上げという意味合いで、国軍組織が大規模に改革された。改革の狙いは陸軍を核とする軍の統一におかれ、従来それぞれ独立して指揮権を持っていた各軍司令官制度を廃して、個々には指揮権を持たぬ幕僚会議制度を導入した。同時に、全国を、統合された3軍による6方面軍に再編した。この制度改革にもなった、大幅な人事異動がスハルトの意に添って行なわれたことは言うまでもない。

国軍組織の改革に関連して、軍部予算の問題と軍の統一性について検討しておこう。スハルト「新秩序」体制の存続は、最終的には当然国民の支持いかに依存しているものの、軍部の支持が必

須の前提とされている。政権の主要な権力基盤が、古典的な権力手段を備えた軍部にあるためである。しかし、物理的な強制手段を備えた軍部ではあるが、すでにみてきたとおり、十分な予算的裏付けを欠き、組織的にもその統一が万全であるとは言い切れぬ弱みを抱えている。まして、政権の座についてますます特権階層化し、かつ汚職と腐敗がはびこる軍部に対しては、広範な反軍・反政府感情が浸透しつつあって風当たりも強い。

軍の必要経費を全額国家予算では賄えず、莫大な不足額の調達を軍独自の経済活動に依存している現状は、軍部にとって確かに弱みなのだが、反面では強みともなっている。軍部の掌握を期すスハルトにとっても、この問題は、痛し痒しの両側面を持っている。

まず、軍部にとってであるが、必要経費を補うため余儀なくとはいえ、個別的な経済活動に従事することは、軍本来の機能からして明らかに過重負担である。加えて、そのような資金獲得活動をさまざまな個別単位で行なうことは、軍の内部に各種個別利益に基づく派閥の形成を促し、軍全体の統一性を著しく損ねることにも連なる。軍の組織にとって、統一性の欠如は致命傷となる。したがって、国軍指導部も個別的な資金活動の行末を案じて、その統合を試みたことがある。実は、さきにも述べた国防治安省系の有力な軍系企業、トリ・ウサハ・バクティ社を69年に設立した狙いも、資金活動の統合にあった。しかし、その数少ない貴重な試みも、既存の軍系企業総てを網羅した統廃合に失敗し、結果的には同社が新たに有力な軍系企業の一つとして登場し、屋上屋を重ねることとなった。さらに、資金活動がもたらす余剰利益は、汚職と腐敗の根源となり、特権階層の生活と意識を支えて、ますます一般大衆からの離反と反目を

拡大し、促進させるであろう。また、余剰利益の分配の仕方いかんによっては、利益を享受し勝ちな主計畑の将校と、利益にあずかる機会のすくない野戦畑の将校たちとの対立をも招きかねない。

反面では、資金活動は軍部に若干の利点ないしうまみももたらしている。第1に、軍の企業活動への参加は、軍人が組織運営技術や、企業家精神を修得する絶好な場を提供しているし、発展途上国では欠きがちな、中堅層の育成・充実という観点からも貴重である。さらに、軍部にとって軍系企業の存在は、政権との関係で一定の自主財源を確保し、軍事費を安易に政争の具たらしめない抑止効果を伴うことも指摘できよう。しかし、軍部にとつてうまみの最たるものは、何といても資金活動がもたらす既得権益化した余剰利益であろう。余剰利益はすでに述べたように、軍の不統一や腐敗という大きな犠牲を強いる誘因ではあるが、使い方によっては当該組織内の不満を和らげ、その結束も高めよう。もちろん、利益の相当部分は当然私腹を肥やすことに向けられようが、配分資源の逡減、ないし払底した現状では、部下への利益分配はかなりの重みを持つであろうし、退役軍人の福祉や地域住民との融和など、多様な各種目的的政治資金としても利用しうるからである。しかし、いずれにしてもこれまでのところ、個々別々の軍系企業に依存する資金活動の存在は、軍部全体の問題としてはマイナス効果が多大であるように思われる<sup>(注3)</sup>。

では、軍系企業の存在は、スハルトにとってどのような意味を持っているのであろうか。スハルトにとって最大の利点は、軍事支出を一定限度内に抑えておけるので、より多くの資金を看板とする経済建設に振り向けて国民に誇示できるし、軍事政権なるがゆえの政府批判もかわし易く、ま

さしく一石二鳥の効果を持つことにあるといえよう。しかし、軍事予算を、一部とはいえ軍部自身に補完させる変則的な事態を放置すれば、二重の意味でスハルトに重大な障害となって跳ね返ってくるであろう。一つは、しばしば指摘する軍の統一性の観点からみて、必要経費の一部自主調達を強ければ、おのずからその分だけ、軍部掌握を期するスハルトの指導性も削がれるので好ましくない。もう一つは、建前として自主的資金調達活動を認めてしまえば、既得権益化した私的利益の追求を有効に阻むことも難かしく、いずれは軍部の汚職・腐敗の責任を一身で背負わされる破目に追い込まれかねないからである。軍財政の健全化は、スハルトが軍部を十分に掌握するためにも急がれるし、それを端緒として本格的な汚職と腐敗の一掃につなぐこともできるのではあるまいか(註4)。だが、綱紀肅正は軍部出身のスハルトにとっても難事中の難事である。というのも、綱紀肅正の主たる対象は、スハルトが自ら依拠する権力基盤、軍部それ自体に向けざるを得ない。すでにみてきたとおり、57年以降、軍部は政治分野にも経済分野にも進出して既得権益を積み重ね、ついには9・30事件を契機に政権を獲得し、特権階層としての利益を満喫しているためである。しかも、綱紀肅正は、後述するように権威主義体制となじみ易い政治文化にあって、多少の役得は罪の意識をともなうことなく見逃され易いという状況を変えながら遂行しなければならない。

ついで、スハルトがぜひとも掌握しておかねばならぬ軍部について、その内部結束、統一性の問題に簡単に触れておこう。そもそもインドネシアの国軍は、独立戦争を闘いながら建軍されたので、当初から著しく統一性を欠くうらみがあった(註5)。統一性の欠如は、単一共和国成立後に限

っても、52年10月17日事件の事態收拾をめぐる陸軍部内の対立・抗争などに、明らかに読みとることができる(註6)。56年年末からの地方反乱は、その極限形態であった。軍部が積極的に政治にも、経済にも進出した57年以降、65年の9・30事件を挟む前後までの局面においては、軍の統一を裏づけていた実質的な要因は、高く掲げた反共の旗印と、「二重機能」の掛声のもとで集積された莫大な既得権益であったといえよう。しかし、軍部統一の太い絆であった反共の旗印は、9・30事件を絶好の機会とし、共産主義勢力を根こそぎ掃討して成立したスハルト政権のもとでは急速に色褪せてきた。スハルトはこれまでそのような状況の推移の中で、軍部の既得権益確保を大前提に、スカルノ追落しや、74年の1・15事件に垣間見られる軍部内の若干の対立や権力闘争を、彼の手許に権力の集中を図る機構改革や人事異動によって巧みに切り抜けてきた。しかし、スハルトがこれからも、「二重機能」を理念として唱導し、積極的な経済建設への参加を呼びかけることで軍部の統一を維持し、その支持を取りつけていけるという保証はどこにも見当たらない。それどころか、積極的な経済建設への参加、実はそれこそが既得権益の確保に連なっているのだが、それ自体が問いつめられそうな雲行きなのである。分配の公正と、清潔な軍・政府を求める声に代表される数多の批判は、いずれは軍部の経済関与、ひいては政治関与さえ糾弾しかねないほどの潜勢力を秘めている。したがって、スハルトとしても、いくら軍部の統一と支持を確保するためとはいえ、軍部の既得権益の存続と拡大を容認するならば、国民大衆に浸透しつつあるスハルト政権離れの傾向はいかにしてもとどめようがなく、重大な事態の招来さえ懸念されるのではなからうか。

## (3) 総選挙

さて次に、71年7月に実施された総選挙、スハルト政権下でははじめての総選挙を持つ意味を考えてみよう。68年3月の暫定国民協議会第5回総会で、71年7月実施と決められた総選挙の関連法案は、ながらく任命議員議席の配分をめぐるで纏っていたのだが、69年11月になってようやく成立した。その結果、新たに成立する国民協議会(MPR)と国会(DPR)はそれぞれ次のように構成されることとなった。

国会は議席定数460、うち100名が任命議員で、軍職能グループから75名、その他の職能グループから25名が任命される。残る360名が選出議員で、政治グループ・職能グループから選出される<sup>(注7)</sup>。360議席の地域的割り振りは、人口を基礎にして1級自治体(州)別に定められたが、当時総人口の65%近くを擁した全ジャワの議席は、360議席の約半数に抑えて、他の地方の議席数を増やす政治的配慮も加味された。カリマンタンや、7月にインドネシアへの帰属を票決した西イリアンを抱えた東インドネシアなどが特に優遇された。

国民協議会の議席定数は920であるが、その半数は国会議員である。したがって、全議席数の3分の1、307議席が任命数とされたが、それから国会の任命議員100名を差引いた207議席が、軍職能代表とその他の職能代表とで3対1の比率で、つまり軍から155名、その他から52名任命されることになった。それゆえ、国民協議会の選出議席は、全議席の半数から、任命議席207を除いた残りの253議席である。選出253議席の内訳は、地方代表131議席、政治・職能グループから112議席<sup>(注8)</sup>、それから、選挙で当選者を出せなかった政治・職能各グループ団体のうち、得票数の多い団体順に各1名ずつ計10議席が、政治・職能各グループ

追補代表とされた。地方代表の131議席は、各州議会が人口を基準にして4名ないし7名ずつ選出する。ちなみに、1級自治体(州)議会は、西・中・東ジャワが75名、その他の地方では40名で構成し、その5分の1が任命議員である。2級自治体(県)議会は20ないし40名で構成され、同じくその5分の1が任命制である。なお、上述した各議会議員の任期はすべて5年で、選挙権は17歳以上か既婚者、被選挙権は21歳以上とされている。ただし、直接的あるいは間接的な9・30事件関係者や、その他の禁止団体の関係者には、選挙権、被選挙権ともに与えられない。軍人も選挙に参加できないが、任命議員として十分な代表を送り込んでいる。

いずれにしても以上のように、総選挙は施行する体制側にとってきわめて有利に定められた。国会で過半数の230を制するためには、任命議員が100名なので、選出議席360中130議席以上を獲得すればよい。また、国会で過半数を制したとなれば、国民協議会で過半を制するには、選出253議席中わずかの23議席以上で事足りる計算になる。さらに政府は、合法的に、9・30事件に直接間接に関係する容疑者はもとより、それより旧い禁止団体への関係などを口実にして、彼らにとって不都合な候補者を篩に掛けられるし、子飼いの翼賛組織ゴルカルが、政党に準じて選挙に参加できる道も拓いた。

選挙法制定から実施にいたる約1年半、政府は事前に政党勢力の進出を阻むべく、合法非合法とりまぜて、さまざまな手だてを講じた。70年4月のPNI大会、同年10月のPMI大会の執行部選出に際しては、外圧をかけたり、より直接的に介入して政府に協力的な執行部を持たせるべく、既成有力政党への干渉を強めた。さらに、既成政党

組織に対してはその末端にいたるまで、ゴルカルを正面にたてた強引な切崩し作戦を展開した。政府・軍部が育成したゴルカルは、内相が公務員のゴルカルへの投票を指示するなど、彼らによって全面的に支援されていた<sup>(注9)</sup>。政府が手にした候補者選定権もほとんど利用されたが、選挙権の剝奪も173万余名の多きを数えた。

比例代表制で、「直接、普通、自由かつ秘密」とされた総選挙は、71年7月3日に行なわれ、投票率は94%で約5470万人が投票した。「自由かつ秘密」投票の実態は問題にされたが、ともかく選挙結果は、ゴルカルが予測をはるかに上回る、得票率62.8%で、選出議席360中236議席も獲得する圧勝であった。ゴルカルに任命議員を加えた政府与党勢力は、国会の実に73%の議席を占めてしまった。既成政党では、NUが得票率18.7%で58議席と善戦したが、PMIが5.4%で24議席、PNIは6.9%をえたが20議席と惨敗した。以下、PSIIは2.4%10議席、Parkindoは1.3%7議席、Katholikは1.1%3議席、Pertiは0.7%2議席と続き、IPKI 0.6%とMurba 0.1%の両党は議席をえられなかった<sup>(注10)</sup>。

政党勢力の権限と役割は、すでに選挙法それ自体の成立によってきわめて限定されていたのだが、総選挙における政府与党勢力の圧勝は、議会の存在意義をさらに名目的なものとしてしまった。議会は、政府・軍部の専横を阻止する制度的保証たりえなかったばかりか、政治的利益の表出の場さえ充分に確保できない状況に追いつめられた。以降、政府に対する批判や不満の表明は、議会外でなされるか、通常は表明されることもなく、時折捌け口を見出して暴発する政治的無関心となつてうっ積した。一方、政府・軍部の側でも、議会外でなされる政府批判に対しては、批判を批判として

聞く耳を持たず、それは議会政の枠外のできごとなので全面的に弾圧すると、もっぱら治安維持の見地からする対処が際立つようになった。このようにして、政府・軍部と国民との懸隔は次第に深まっていった。

選挙後、10月に召集された国会では、既成政党がNU、PMI、PSII、Pertiの回教系4政党と、PNI、Parkindo、Katholikの民族主義系・キリスト教系の政党に2類別され、それにゴルカルと軍が加わった4グループに区分されて運営されるようになった。70年2月からスハルトがイニシアティブをとったこのような政党再編の動きは、73年1月には、回教系4政党による建設統一党(PPP)と、その他の民族主義3政党とキリスト教系2政党によるインドネシア民主党(PDI)の結成となって定着化されるに至った。一方ゴルカルは、選挙には大勝したが、急拠政党なみに扱われ、しばしば寄合い世帯の弱味を露呈していた文民執行部が、それまで裏で糸を操っていた軍部にとって代わられることによって統合された。

選挙に大勝したスハルト大統領は、73年3月に再選され、第2次建設内閣を組閣した。選挙法はその後も基本的にはなんら変更されなかったので、77年5月の選挙でも、71年選挙結果にみられた政治勢力の配置とあまり変わらなかった。77年選挙では、首都でPPPの躍進が目されたが、全国的には、ゴルカルが若干後退してPPPが少々進出した小幅な変化に留まった。したがって、78年3月にはスハルトも3選され、第3次建設内閣を組閣して第3次5カ年計画に取り組んでいる。82年は第4回総選挙の年であり、83年は大統領選出の年である。「新秩序」体制の政治的に基本的な枠組は、71年選挙によって形成され、その後の統制強化によって固められたと言えよう。

#### (4) 政治的自由

さて、「新秩序」体制のもとにおける政治的自由の問題は、政治的安定を希求する「新秩序」体制によって最も犠牲を強いられた側面である。ここでは、多数の政治犯拘留の事実と、言論・結社の自由権侵害の一端を指摘するにとどめよう<sup>(注11)</sup>。

「新秩序」体制の下で拘留された政治犯は、主に9・30事件関係の容疑者であって、人数もとび抜けて多く、かつきわめて長期にわたって拘留されていた。その他にも、より小規模かつ短時日の治安拘束は、ことあるごとに行なわれている。なにしろ、当初拘留された9・30事件関係の政治犯は、公式発表でも30万名を超えていた。しかも、ブル島に送られた1万名が国際的に注目され始めた74年、つまり事件発生9年後でも、その他に2万名、計3万名もの政治犯が、人権を無視され、裁判も行なわれずに拘留され続けていた。政府はその後、欧米諸国の政府や国際組織の圧力を背に彼らの釈放を急いだ。それでも裁判にかかる予定の23人を残して、全員を釈放しおえたのは79年のことであって、事件後実に14年も経過していた。79年中に漸次釈放された政治犯に限っても、9300余名という多人数であった。

結社の自由に関しては、「新秩序」政権の下ではMurbaの復活とPMIの結成だけがわずかに認められるが、前者は選挙で1議席もとれないし、政府・軍部に干渉された後者には、旧マシュミ党昔日の幻影さえ見出し難い。「新秩序」政権は政党勢力の進出を阻む対策を講じておいて、総選挙後に整理統合による政党再編を強制し、定着させた。さらに政党の諸活動に対しては、言論・報道の自由に対すると同様、それぞれ政党法、新聞法でさまざまな法的規制を課したうえに、政府・軍部が常時厳しく監視する体制を敷き、こまごまと

なにかにつけて「勧告」した。村落レベルの政治活動は、いたずらにイデオロギー対立を招くとして禁止された。

言論・報道の自由についても同様に、大幅に規制されている。報道内容についてはもとより、記者協会(PWI)の幹部選出にさえ、政府が政党幹部の選出並みに干渉する。したがってマスコミも、政府批判の言辭や軍部非難に連なる報道は慎重に自粛するし、対立の火種を煽り、国内治安の妨げになりかねない宗教絡み、種族絡みの記事には、たとえ些細な三面記事であっても細心の注意を払っている。いったん政府・軍部に許容限度を超える記事内容と判断されれば、即時仮借のない制裁が加えられ、メディアの存続自体さえ覚束ない。たとえば、74年の1・15ジャカルタ暴動に際しては、民間放送3局が閉鎖され、有力日刊紙を含む日刊、週刊あわせて10紙・誌が相次いで発禁処分に付された。

学生運動も、1・15事件を主導して即刻弾圧されたが、2月3日付教育・文化相決定(SK028/1974)として出された一片の学生運動規制令によって、その後ながらく逼塞を余儀なくされ、沈滞した。ただし、政府が挺子入れした「インドネシア青年全国委員会」(Komite Nasional Pemuda Indonesia, KNPI)も振わなかった<sup>(注12)</sup>。

以上に略述したように、パンチャ・シラと45年憲法の枠組の中で、法治原則と45年憲法純正・一貫履行を標榜する「新秩序」体制は、強大な行政権限を持つ大統領のもとに、政治権力の集中と浸透の強化を図るとともに、政党勢力の実質的な政治参加を抑制して軍部が実権を掌握し、基本的な自由権を著しく掣肘しているきわめて権威主義的な体制である。

#### (5) 新秩序体制と政治文化

このような権威主義的な「新秩序」体制にとっては、さきにギアツの業績を紹介し、権威主義体制に馴染みやすい体質を持つとだけ指摘しておいたジャワの伝統的政治文化の存在が、心強い体制安定化要因と目されるのである。では、現代にも象徴的に根強く引き継がれ、特異な権力観念を育んだジャワの伝統的な政治文化には(註13)、どのような国家観ないし世界観が窺えるのか。また、そのような国家観・世界観の根底にはどのような価値志向が潜んでいるのであろうか(註14)。

ジャワ人の国家観ないし世界観にみられる諸々の伝統的要素は、古典ジャワ歴代王朝国家にまで遡り、それらが家産国家的構造を持っていたことに由来している。伝統的な政体の中核には、社会の統一を一身に体现する支配者が一人いる。支配者を囲んで家産制官僚と規定しうる支配階層がいて、さらにその外円に被支配者層がいる同心円的な権力構造が想定される。聖俗両権の頂点に立つ唯一の統治権威からは、中央集権的な傾向と、権威の呪術的かつ家父長的な性格が引き出せる。呪術的かつ家父長的な性格とは、統治権力者の呪術的なカリスマ性や、物ごとの成就是努力によってではなく、なにか神秘的な「鍵」(kuntji)を見出せば一挙に達せられるという秘決主義(kuntjiism)、さらには「父」(bapak)を軸に据えて派閥的結合を促す父権的権威主義(bapakisme)や、寵臣制などを指している。ただし、支配者は聖俗両権の頂点に立つ者として、個人的利益の欠如が強調され、要請されてもいる。支配者個人の恩寵に依存しつつ官職を保有して支配階層となった、プリアイと総称される家産官僚層と、被治者の大半を占めるアバンガン大衆からは、現状肯定的な運命観にもとづく保守的な傾向と、階層秩序を重んずる家族主義的な国家観が窺える。神が支配する全宇宙といえ

ども、そのレプリカであり、王を仲介者とする国家ともども、運命(pimesti)には逆らえない。このような運命観は、必然的に既存諸秩序の維持に連なる。後に述べる階層秩序の尊重や、スカルノによって昂揚された村落共同体的な伝統的諸価値、たとえば相互扶助(gotong rojong)や、多数決によらない衆議合一(musjawarah dan mufakat)などが「インドネシア文化の特性」(kepribadian kebudayaan Indonesia)としてもはやされた風潮なども、保守的な傾向を助長する要因となった。ジャワ人の宿命的な運命観に関連して、二元相補的な分類を含む統合観念の存在も指摘しておこう。歴史は黄金時代(djaman mas)と狂気の時代(djaman édan)、すなわち権力の集中安定期と拡散混乱期の際限なき繰り返しとみる歴史観や、ジャワの伝統的なワヤン(wajang 影絵芝居)にうかがえる善悪観、国章に刻まれた標語「多様ななかの統一」等々にもそれが象徴的に表現されているといえよう。階層秩序を重んずる家族主義的な国家観の内容は、次に述べるジャワ人の一般的な価値志向に見出せる階層秩序重視に裏打ちされた、次のような国家観である。支配被支配の関係には契約観念が欠如し、官尊民卑の傾向が強く、著しい官職選好への傾斜がその傾向に拍車をかけている。さらに、中央集権的かつ家父長的な権威構造を支えるバパイズムが、見返りとしてのネポティズムをともなって遍在し、特異なデモクラシー理解が行なわれている。つまり、西欧的な個人主義や自由主義の理念は、それとして普遍的な価値を認められることがすくなく、帝国主義や新旧植民地主義イデオロギーの産物とあっさり一括されて排斥され勝ちなのである。半面では伝統的で固有な価値として家族主義原則が唱導され、経済体制の根幹として憲法にまで明記されている。ここでは特

に、アバンガン大衆から「お上」として畏敬される家産官僚層プリアイに関連して、政治的調整や計画立案の不得手、商行為の軽視、役割と仕事よりも権威と地位への強い関心、上級権威に対する隷従と下位者に対するいわれなき優越感、汚職と腐敗に連なる行政手段の公私混淆等々の傾向もあわせて指摘しておこう。

ジャワ人の以上のような伝統的国家観ないし世界観の根底には、次のような価値志向が横たわっている。これまでもしばしば、ジャワ人の価値志向の中核概念として、「カサル」(kasar)と対をなす「ハルス」(halus)という観念が紹介されてきた。ジャワ文化の基底的価値とされるハルスとは、人間をも含めてあらゆる事物を対象にする価値判断の一つの尺度であって、「純粋な」「洗練された」「上品な」「滑らかな」「靈妙な」などの意味を持ち、カサルはその反義語である。個人の言動においてハルスであることは、地位のヒエラルヒーと、外見の人間関係の調和を尊重することとして特徴づけられている。相対的な地位の上下関係に則した形式の選択、婉曲な表現、礼儀正しさの形式としての偽りであるエト・エト (etok-etok)、自制を欠くとみなされる行動の忌避等々が具体的な交際の原則とされている。しかし、ハルスはもともと情動の平静を求めるための観念であって、特殊審美的で様式化され、かつ宗教的な意味づけもされた「調和」感に連なる倫理的な側面が強調された観念なのである。

以上に述べたように、家産官僚的な歴代王朝国家に淵源を持つジャワの伝統的政治文化は、西欧とは異質の特殊ジャワ的な権力観念と、中央集権的な権力のもとに呪術的かつ家父長的な権威を生み、階層秩序を重んずる家族主義的な国家観を育て、権威主義的な「新秩序」体制を維持するこ

とにきわめて有利に機能している。

では、「新秩序」体制は、ジャワの伝統的な政治文化に支えられて安泰であるかと問われれば、必ずしもそうとは言い切れない。「新秩序」体制が、政治的安定を専ら権威主義的な統制強化に頼る傾向を強めた結果、軍の専横を阻止する制度的歯止めが取り払われ、言論・報道の自由を厳しく制約したので、政府のフィード・バック機能が著しく低下した。何よりも重大な事態としては、急激な経済成長をもたらしたさまざまなゆがみと特定受益層の形成が、清潔な政府と公平な分配を求める体制批判を強め、広範な民心の離反を招いた。政権が一枚看板とする経済建設への国民の自発的協力なども期し難くなった。このような状況はすべて、経済建設推進のために政治的安定を確保すべく「新秩序」体制がもたらしたものであり、「新秩序」体制の国民に対する強制と依存の典型的なディレンマの産物と言えよう。

それでは、権威主義的な「新秩序」体制との関連で、伝統的なジャワ政治文化はどのように位置づけられるであろうか。そのためにはまず、さきにも述べたとおり現代インドネシア政治の分析では、アバンガンが優位に立つアリラン政治分析を基底的な枠組として認めてかからねばならぬのではなかろうか。若干の均衡は失してはいても、アリランに相応する政治参加の体制が幾分なりとも実質的に実現され、少なくともアリラン相互間の折衝の場が残されていなければ、政治的安定は期し難いではなかろうか。インドネシア政治の定数的要素としてアリランを尊重しない体制にあっては、強制力も有効性を欠き、その限界も低水準にとどまらざるをえないと考えられよう。確かに、アリランの実勢をある程度反映し、なおかつ政争を常態とする混乱を回避しうる代議制度を持

った体制の整備は至難の業で、今後ともながらく試行錯誤の労苦が積み重ねられるものと思われる。だが、アリランの政党勢力競合の場を極端に狭めて形骸化させた現体制を、たとえ当面軍部に代わるべき代替政治勢力が見出せないとされているとはいえ、政治的に安定した永続しうる体制であると看做すことができるであろうか、疑問なしとしない。

ここで、インドネシアの政治を考える際に、その伝統的政治文化をどうみるかという問題に関連して、興味ある視点が提供されているので紹介しておこう。R・モーティマーは、これまでのインドネシア政治の主要業績から、G・McT・ケーヒンやH・フィースに代表される自由民主主義派と、B・R・O'G・アンダスンに代表される文化的歴史主義との対照的な潮流を識別する<sup>(註15)</sup>。

まず、独立闘争に革命的意義を認め、その後の過程を普遍的な近代化過程と看做すフィースにあっては、民主主義が核心概念とされ、それは多分に、西欧モデルに引き寄せられて観念されている。したがって、彼の分析には次のような諸特徴が見出せる。合理的な手続きと制度的な連続性をもって、政体の「正常」かつ「健全」な状態であると決めつけ、「過激派」や責任を負わない諸集団(急進的な民族主義者や共産主義者、軍部、官僚等)を、納得のゆく安寧や民主主義に対する現実的ないし潜在的な脅威と看做す偏見が存在する。さらに、エリートに片寄せた偏見もあって、都市的、近代的な諸集団は、近代化、安定化を促進して健全な民主政治を育成するとされる。しかし、政治化された一般大衆は、革命期における(共産主義者も含めた)急進的な革命主義者、50年代の「統合志向」(solidarity-makers)型エリートたちの支持者層、60年代におけるスカルノの追随者たちなどは

すべて含めて、不安定で、根なし草的な個人や集団と目され、彼らの行動や気質は非合理的であって、彼らには象徴的な満足がすべてであり、重要であるとされた。そして政治現象を、より広範な社会的分野での進展によっては断続的かつ周道的にしか影響されないような、自律的な世界として扱う傾向が見られた。

他方、アンダスンは、独立闘争は単に支配者の首をすげ替えただけで真の革命とは言えず、結果的には保守勢力の勝利をもたらした、植民地以前の統治パターンと様式に復帰したという意味合いで、復古(restoration)にすぎないと看做している。権力概念を基底に据えた彼の研究、しかも文化に規定された権力に、保守・急進の両伝統を淵源として認め、その緊張関係を見てゆく彼の研究には、次のように特徴的な見解が見出せる。まず、強烈なジャワの偏向があるので、インドネシアのいかなる場裏にも西欧化された諸要素の存在を認めようとしなない。したがってインドネシアの歴史についても、過去、現在、未来にわたって、個別的、自律的、かつインドネシア独自の伝統と価値に忠実にしたがった歴史とされねばならぬことを強調した。また彼の研究には、すべての権威に対する疑念と嫌悪もうかがえる。いずれにしても彼は、個別社会における文化の自律性を際立てて強調した。

以上に紹介した、幾分か対照性が誇張された二分法によっても、ジャワの伝統的な政治文化の位置づけに差異が生ずることが察していただけよう。ただし、個々の現状分析、状況認識においては、上述した両者の差違はさほど鮮明に浮び上らず、力点の相違として現われることも少なく、しばしば共通してさえているのである。時間的には先行した自由民主主義派の業績では、確かに中央・

エリート研究が偏重され、地方・大衆レベルの実態まで論及されることは少なく、関心もあまり示されなかったと言えよう。文化的歴史主義は、そのような弊害を是正する視点を持ち合せて登場したし、また文化的歴史主義に、いわゆる「内側からの研究」を促進した功績を認めるにやぶさかではないが、ままた、度のすぎたジャワ文化への傾注ぶりには若干の疑念も抱かせられる。自由民主主義派の研究にも、いわゆる「世界文化」への傾向的必然性を踏まえた重大な問題提起が数多くなされ、考究されているので、文化的歴史主義に近い接近が盛行している昨今でも、いま一度謙虚に自由民主主義派の業績を見直してみることも必要なのではなかろうか。代議制、政党制、合理的官僚制等に見出せる価値と利点は、自らの運営の失敗を棚に上げ、しよせんそれらの諸制度が西欧帝国主義の産物であったからと一概に否定しざる気運が強まったとしても、否定し切れるものでもなかろう。繰り返しになるが、議会制擁護の諸政治勢力をすべて切り捨て、効率本位に統制強化の方向に当ることはいかなるものであろうか。したがって月並みではあるが、今後とも自由民主主義派、文化的歴史主義の立場にこだわることなく、両者相俟った研究が望まれるとして、次節の体制批判の検討に移ろう。

## 2. 体制批判と批判勢力

スハルト政権の「新秩序」体制のもとにおいては、援助・外資に依存した急激な経済成長がさまざまなゆがみをもたらし、特定受益層が形成されるにつれて、清潔な政府と公平な分配を求める声が強まり、かつ広がった。さらに、「新秩序」体制が権威主義的なさまざまな規制を強化するにおよんでは、体制の政治的枠組そのもの自体が批判されるようになった。まず、主として経済的な理

由にもとづく、74年の1・15ジャカルタ暴動事件に連なる国民各層の反発をあとづけ、かつ、事件そのものを検討する。そして、78年3月のスハルト大統領3選に向け、77年総選挙後に激化した体制批判に注目することとする。

### (1) 汚職と経済的不平等批判

69年4月から第1次5カ年計画を発足させ、71年総選挙への準備を進めていた「新秩序」政権は、その過程で、当初有力な「新秩序」支持・推進勢力であった学生・知識人層とイスラーム勢力を、政党勢力ともども軍への権力集中に反対する非軍・文民勢力の側に漸次追い込んでしまった。汚職追放に的を絞った70年の学生デモは、実効はあまりなかったが、ともかくも政府に汚職撲滅に関する委員会（通称4人委員会）を設置させた。しかし、総選挙後の71年年末から翌年初頭にかけての「ミニアチュア」計画に反対する学生デモは敗退した。

「ミニアチュア・インドネシア・インダ」(Miniature Indonesia Indah, 美しいインドネシアの模倣)計画とは、大統領夫人が個人の資格で提唱した常設の各地郷土館兼遊園地をジャカルタ郊外に建設する計画であった。学生や知識人、報道関係者たちは、私的な計画とはいえ、多額な費用を不要不急の事業に注ぐことになるし、その資金調達も不明朗であるとして反対運動を組織した。しかし、スハルトはことのほか強硬で、反対運動は民主的権利行使の限界をこえているとして指導者を逮捕し、弾圧した。「ミニアチュア」問題は、政府と学生・知識人層との密月関係を断ち切り、彼らの「新秩序」離れを促進した。

「ミニアチュア」は押し切ったが、72年末の端境期における米不足が醸成した深刻な社会不安の鎮静化には、政府・軍部も大部苦勞したことはす

で述べた。食糧危機も何とか克服したスハルトは、翌年3月大統領に再選され、第二次建設内閣を組閣した。しかし、73年8月にはバンドンで大規模な反華人暴動が起これ、以降学生運動は激化の一途をたどった。

バンドンの反華人暴動は、小さな交通事故が発端であったが、その日のうちに華人の店舗194店、家屋914戸を損傷し、55人の負傷者を出す暴動に発展した。政府・軍は、暴動は残存共産党分子のゲリラ活動によるものであると、相も変わらぬ型どおりの発表を行ない、442名を逮捕した。しかし、その当時ではもう大衆でさえ、そのような強弁は強弁として見抜いていた。学生や知識人、報道関係者も事件直後には、拡大する経済的不平等によってうっ積した華人への反発感が暴動の主な原因であると指摘した。与党議員でさえも、多数が同趣旨の見解を公表した。つまり、その種のゆがみはすでに誰の目にも明らかであったし、そのような認識こそが、それ以降活発化した学生運動に一定の支持を与えていたのである。

8月にはまた、一夫一婦制を原則とする婚姻法案の国会審議が紛糾し、9月に入るとイスラーム勢力の激しい抗議デモに軍隊が出動した。婚姻法は同年末、一夫多妻には法廷の許可を必要と定めたが、結局イスラームの婚姻法も認めるように修正されたうえで可決された。したがって、政府は婚姻法成立の事実にかろうじて面目を保ったものの、イスラーム勢力の「新秩序」離れという手痛い代価も支払わされた。

学生デモによってタイのタノム・プラパート政権崩壊が伝えられた10月ごろからは、インドネシアの学生運動も、外国援助・外資批判を正面に押し立てて、幅広い政府批判の活動を活発化した。外国援助と外国資本に対する批判は、援助・外資

依存にもとづく急激な経済成長によって財総量の拡大を図る、「新秩序」政権の基本戦略への挑戦となる。学生たちは、当面は財総量の拡大よりも、さまざまな格差拡大を是正し、建設成果の公平な分配を期すべしと批判した。援助と外資に対する学生たちの具体的な批判の内容は、11月中旬に来訪した、インドネシア債権国会議(IGGI)議長をつとめるオランダのプロク開発相との対話集会で、次のように集約的に表明された。外国援助と外国資本は、一部の限られた資本家や官僚を肥え太らせるだけで国民全体の福祉に直結せず、民族資本の衰退と資源の枯渇を招き、しかも、われわれの世代には莫大な債務の支払いを迫る元凶である、と批判した。そしてとりあえず政府には、物価抑制、汚職追放、大統領個人補佐官(従前のSPRIがASPRIと改称されていた)制度の廃止等を要求した。

援助・外資を批判する学生運動は、度重なる当局の規制にもかかわらず、小規模ながら頻発し、先鋭化した。田中首相のインドネシア訪問日程が発表された11月下旬には、対日批判を強めて日本大使館にデモをかけ、12月には、日本企業の集中するスサントラ・ビルと、トヨタの合弁企業に押しかけた。実はこの年にアメリカをしのいで1位となった日本の集中豪雨的な対インドネシア援助と資本進出は、先刻さまざまな批判を繰り返し受け始めていた。73年年央以降の局面では映画「Romusha」(労務者)の上映が反日の気運を盛り上げていたし、日本の合成ゴムがインドネシアの主要輸産品である天然ゴムの市場を圧迫しているなどと、新聞紙面を賑わしていたのである。

このような学生運動の高まりは、知識人や報道関係者、広くは一般大衆の潜在的な支持をえて、そのなりゆきに関心を持って注目されていた。さ

らには、その取締りに関連して、一部軍部の支持さえ伝えられていた<sup>(注16)</sup>。

一方、スハルトは年末の演説で、インドネシアはもっとも有利な条件で援助を受けていると学生たちの説得に努め、年を越してからは、外資規制の強化と社会福祉の充実を折り込んだ計画を発表するとともに、学生代表との会談にも応じたのだが、会談はかえって学生たちの不満をつのらせてしまった<sup>(注17)</sup>。さらに、田中首相を迎えたタイの学生デモもインドネシアの学生運動を刺激して、デモ指導者たちの思惑を上回る規模のジャカルタ暴動への弾みをつける結果となった。

## (2) 「1・15事件」

1974年1月15、16の両日吹き荒れたジャカルタ暴動の概要は、次のとおりであった。1月14日から17日までの日程でインドネシアを訪れた田中首相の一行は、14日夜半の到着時から、空港周辺と宿舎への沿道に待機した学生デモに迎えられ、急拠道筋を変更して宿舎に向った。翌15日には田中・スハルト会談が行なわれたが、学生たちは集会を持ち、その後約1000人ほどが街頭のデモに移り、一部の大衆を巻き込みながら暴徒と化した。日本製自動車・オートバイ、日系企業、華人商店などを対象として、市内各所で破壊、放火、暴行、略奪などが頻発した。夕刻には日本大使館も投石され、国旗もひきずり降されたが、治安維持の責任者、スミトロ 治安秩序回復作戦司令部 (KOPKAMTIB) 長官と、マリク外相が駆け付けて、群衆の見守るなかでデモ隊の説得に当たった。やがて全市に夜間外出禁止令が出されたが、暴徒の破壊活動は大統領主催の歓迎晩さん会への出席も難渋するほど、夜半に至るまで続行された。KOPKAMTIBは16日の早朝から、5人以上の集会禁止と首都域全校の臨時休校を命じ、鎮圧に乗り出した。

しかし、昼から夕方にかけてはまだ、そこかしこの繁華街などに集まった多数の群集や学生たちが、車の焼打ちやビルへの投石を続けていた。再度布告された夜間の外出禁止令によって、暴動はようやく下火となったのである。田中首相は17日未明、ヘリコプターで空港に向い、帰国した。15、16両日の暴動による犠牲者は、死者11名、重軽傷者100名以上。焼打ち・破壊された建物は100、同じく車輛も700台以上と伝えられた。逮捕者総数820名、その多くは短時日のうちに釈放されたが、42名が政治犯とし拘留された。

政府はこの暴動を、非合法化されて久しい、旧社会党やマシュミ党の残党分子による明らかな政府転覆活動であり国家に対する反逆行為であると決めつけた<sup>(注18)</sup>が、暴動後の対処には、硬軟両様の諸措置をとった。民放3局の閉鎖と10紙・誌の発禁、ならびに学生運動の弾圧とKNIPへの挺子入れなどについてはすでに触れた。なお、拘留政治犯のうち、ハリマン・シレガル元インドネシア大学学生評議会議長に対しては、暴動の首謀者として裁判にかけ、年末には懲役6年の実刑判決を言い渡した。さらに、維安維持の責任を追求して、スミトロ KOPKAMTIB 長官を解任したほか、スハルト色を強めたその他の軍高官の人事異動も行なった。反面、外資規制の強化と民族資本の優遇策が図られ、汚職追放に関連して、軍人・官吏に綱紀肅正を要請し、私企業への参加も制限した。さらに改革の目玉として、大統領補佐官制度が廃止された。しかし、政府批判に応える側面での諸措置は、あまり効果的でなく、実績もともなわなかった<sup>(注19)</sup>。1月末に同時に発表されたスミトロ解任と大統領補佐官制度の廃止について、その後の経過を辿ってみると、そこにはスハルトのジャカルタ暴動への対処の典型を見出すこ

とができる。

スミトロは KOPKAMTIB 長官を解任されたが、兼任していた国軍副司令官として留まった。KOPKAMTIB 長官は大統領が兼務し、実務はスドモ海軍大将を同司令部参謀長に任命して委ねた<sup>(注20)</sup>。一方、学生たちの要求の一項目であった大統領補佐官制度も、スミトロ解任と同時に廃止された。しかし、アリ・ムルトポは国家情報調整本部 (BAKIN) 副長官として、また スジョノ・フマルダニは国会議員として留まり、後者は新たに設けられる官職への就任が内定していた。このような当初の発表を素直に読みとれば、暴動を招いた一つの有力な誘因と目されていたスミトロとアリ・ムルトポによる軍内部の権力闘争の両当事者に対して、喧嘩両成敗の形で反省を求めた処置であると看做された。しかしこの処置は、ほどなくして明らかになったのだが、スミトロにとっては長官解任が失脚の第一歩を意味していた。彼は、従来左遷の常套手段としてしばしば用いられていた在外公館への転出、駐米大使への転出を辞退したので、国軍副司令官の地位に留まることはもとより、すべての公職からも締め出されてしまった。他方、ムルトポはとみれば、やがて中將に昇進し、スハルトの懐刀とも称される実力者として健在である。また、日本との特別な結びつきを噂され、名指しで激しいデモの批判にさらされたスジョノでさえも、新設された大統領直轄の建設プロジェクト査察総監 (IRJENBANG) の 1 人として、依然大統領の側近として留まったのである。

このように、スミトロ解任と大統領補佐官制度の廃止は、スハルトが事後に予定した若干の機構改革と大幅な人事異動もセットとして組み込んだうえで、名を捨てて実をとる、スカルノ追落しの過程さえ想起させる巧妙な措置であったと言える。

しまいか。大統領補佐官制度は廃止したが、大統領補佐官に集う人材を、大統領の側近勢力として実質的に温存したからである。スハルトは反面、政権の基本戦略にかかわって芽生えた批判勢力に対しては、強権をもって押え込むと同時に、批判に同調ないしは同調する気配が察せられる内部分子に対しては、基本的な権力構造には手をつけずに、この際思い切りよく整理して、政権の指導層内部の結束を固めた。指導層の対内的統一は、政権発足時に比較すればはるかに狭く、政権確立時と較べてもより狭い基盤のうえに、しかしより強固に、側近政治として改築された。もちろん、指導層内部の統一強化と、「新秩序」体制の強化とは全く別の問題であるし、峻別して認識されていなければならぬ問題であろう。

いずれにしても、71年総選挙後の情勢の推移をみると、72年末には米不足によって社会不安が増大したし、73年に入ると政党勢力が再編され、再選されたスハルトのもとに第二次建設内閣が発足したが、8月にはバンドンで反華人暴動が発生した。さらに、10月以降は援助・外資批判が高まって、ついに74年1月のジャカルタ暴動に連なったのである。この一連の事件と経過の背景には、さまざまな不満が広範にうつ積していたものと察せられるが、とりわけて、援助・外資に依存する成長重視の経済建設路線と、軍人・大物華人・外資の3者が結託した経済的支配体制に対する反発が根深く浸透し、それらがいわゆる経済的ナショナリズムの奔流となり、体制内の権力闘争的要因も捲き込んで一気に流出したものと看做すことができる。その他にも副次的な要因としては、汚職の日常化や強引な権力集中などに対する反発等々の要因も指摘できる。したがって、ジャカルタ暴動にいたるまでの「新秩序」政権や体制に対する主

な批判、言い換えれば、第一次5カ年計画末期に噴出した主な批判は、外国資本への依存が民族資本の育成を、成長重視が分配重視を、特定受益層の形成が社会福祉の充実と雇用機会の創出をといた経済的事由にもとづく批判を引き出したのであって、それらの批判は漸次、公平な分配を求める声に収斂されつつあったとみることができる。汚職と腐敗の横行が清潔な政府を求める声を次第に強め、やがて体制の粹組そのものも問題にして、体制の全般にわたる批判さえ聞かれるようになったのは、ジャカルタ暴動以降の局面においてであった。

### (3) 批判勢力

ここで、そのような批判を担った批判勢力について、ジャカルタ暴動までに一応出揃った形になったので、ひとまず整理しておこう。9・30事件に関連した勢力として共産主義勢力は早々にして、イスラーム勢力の協力を得た軍部によって徹底的に弾圧された。次いで容共的な「旧秩序」支持勢力も、大規模な学生デモによるスカルノ追い落しの過程や総選挙の実施を通じて厳しく篩い落されていった。その他にも、軍部の政党への干渉や政党の再編など、「新秩序」体制が整備されるにつれて、体制にとって不都合な政党系勢力が容赦なく切り捨てられ、体制勢力から排除されていった。「新秩序」体制から排除されたPKI系勢力ならびに「旧秩序」派諸勢力、もしくは実質的な参加を制約された政党系勢力等は、当然批判勢力の側に回ったと看做して差し支えないが、しかし、漸次表立って政府批判の発言を繰り返す、運動を組織するようになった者たちの多くは彼らではないし、事あるごとに「陰謀」を企画し、実行に参加したとして政府発表でしばしば糾弾された勢力も、実は彼らではなかった。それは、当初有力な

「新秩序」体制支持勢力であったが、次第に体制から離反していった学生や報道関係者も含む知識人層であり、イスラーム勢力であり、かつ穏健な文民勢力を含む一般市民であった。ただし、批判勢力として台頭し、70年の汚職追放運動や、71年末のミニアチュア・プロジェクト反対運動、そして73年末の援助・外資批判から74年のジャカルタ暴動を主導した学生たちは、スカルノ追い落しの過程で大活躍した、いわゆる「66年組」といわれた学生たちとは年代を異にし、彼らとの関係は断っていた。「66年組」の指導者の多くは、やがて国会議員などとして体制側に組み込まれていったので、学生運動への影響力は急速に失なった<sup>(注21)</sup>。知識人層は、一部がテクノクラートとして体制に協力したが、大勢は経済建設のゆがみや体制内の汚職・腐敗、さらには権力の集中や専横が目立つようになると、経済的諸要求や汚職追放、民主化要求や参加体制を求めて学生運動を支持し、体制離れの傾向を強めていった。軍部と同じく反共勢力として、当初強力な体制推進勢力であったイスラーム勢力も、特定受益層の形成や汚職の横行につれて、また総選挙、政党勢力再編、婚姻法国会審議等の過程を通じて、次第に軍部勢力との関係が冷却化して体制から離れていった。国民の大多数を占める農民と、労働者層からの生の批判は、かつては彼らの声を代弁した組織が解散されるか厳しく弾圧されたので、直接表明されることもなくうっ積されている。彼らの不満は、農村部や都市域における社会不安の促進要因として不断に潜在し、蓄積されていると言えよう。

「新秩序」政権や体制への批判を要因別にみると、非経済的な要因で権力集中の側面に関する反発は、すでに述べた権威主義的体制に馴染み易い政治文化が存在するせい、若干出遅れ気味

の感がある。ただし、汚職、腐敗に対する批判はすべての批判勢力によって批判の突破口とされ、早い時期からなされてきた。汚職や腐敗についても、家産官僚制的古典ジャワ歴代王朝国家にまで遡れる伝統的政治文化によって、「行き過ぎ」は諷められるが、官職にとまらうほどほどの役得は、官・民相方の側でともに当然視する傾向が見出されていた。この傾向は、オランダ植民地下級官僚によって助長されたとも指摘されていた。にもかかわらず、「新秩序」体制下でつとに汚職追放が叫ばれたことは、インドネシア政治の文脈においてさえ許容限度を上回るほどの汚職が横行していると解せよう。

批判の主たる要因は、これまで述べたとおり経済的要因に起因していた。これを、軍人・大物華人・外資の3者結託した経済支配体制に対する抵抗の図式として簡略化してみると、学生・知識人層とイスラーム勢力を主体とする批判勢力による批判の内容に、次の三つの要素が認められる。まず、汚職・腐敗に対する批判と同様に、すべての批判勢力による外資と華人両者に対する反発には、民族主義的な要素が認められる。次いで、華人と軍人に対する反発に、華人に対する歴史的・伝統的なサントリ商人の反発と、アバンガンの軍人に対するイスラーム派の反発が見出せるので、これはイスラーム的な要素としてまとめられよう。そして最後に、若干前項と重なる点もあるが、軍人と華人の癒着に対する反発に、公正な商人たちの存在が認められる。軍人と華人の癒着とは、実態としては高級官僚として的高级軍人と、政商的な大物華人との癒着を指しているのが当然汚職・腐敗が介在し、すべての批判勢力からの批判にさらされている。したがって、公正な商人たちとはより広く、より一般的に文民勢力と読み換えることもで

きよう。つまり、批判勢力には、民族主義的、イスラーム的、文民的要素の存在が指摘されるわけである。あえて言い切るならば、批判はアバンガン軍人政治に対する公正なサントリ商人を軸とする文民勢力の抵抗である。ただしここでも、まだ表明されることの少ない、もっとも分配の利益に与れなかった農民大衆の動向は、将来にわたって念頭に入れておかねばなるまい。

#### (4) 体制批判

さて、ジャカルタ暴動以降の局面では、75年3月に発覚したプルタミナの経営危機、76年9月のサウィト事件、そして77年選挙前にも東カリマンタン食糧調達庁の大規模汚職やパラパ通信衛星汚職などが伝えられはしたが、いずれも政権の基礎をゆるがすほどの批判に発展せずに收拾し、77年総選挙を実施した。しかし、体制批判は、78年3月に予定された国民協議会におけるスハルト3選の政治日程をにらんで、総選挙後から翌78年初頭にかけて激化し、汚職や経済的な要因にもとづく批判にとどまらず、体制全般に対する批判が表明されるようになった。

75年3月に発覚した、放漫経営によって106億ドル余ののぼる債務を背負い込んだプルタミナの経営危機についてはすでに述べた。プルタミナの立直しは、国家財政にまで重大な影響をおよぼすほどの規模であった。同年中のサイゴン陥落とティモール問題は、それまで内政に専心していた「新秩序」政権に、対外政策への関心を強いた。4月のサイゴン陥落は、反共国家インドネシアにとって強大な軍事・社会主義国ベトナム成立による安全保障上の脅威とみなされ、以降、ASEANの中立化と民族的強靱性(National Resilience)の強化が口にされるようになった。8月の旧ポルトガル領ティモール内紛に乗じたインドネシアの軍事介入

とその後の併合は、国際的にも非難されたが、国内でもさまざまな批判をあびた。76年9月のサウイト事件とは、元農務省高官でジャワ神秘主義の信奉者であるサウイトが、統治者たれとの啓示をえたとして、政府批判の文書にハッタ元副大統領や宗教界長老の署名を集め、スハルトの退陣を迫る陰謀であった。東カリマンタンの食糧調達庁長官は76億ルピアにのぼる汚職を摘発されたし、パラパ通信衛星打上げに関連しては3000万ドルの賄賂要求が噂され、政府はこれを否定したが批判を受けた。

77年選挙では、71年選挙と同様に、末端では軍部が地方行政組織と一体になって干渉し、前回の結果と大差ないゴルカルの圧勝をもたらした。選挙戦では、政府批判とスハルト3選問題を取り上げることが禁止され、盛り上がりを欠いた。しかし、建設統一党(PPP)が批判勢力として、わずかではあるが得票率と議席数を伸ばした。ことに、ジャカルタでの進出が目された。選挙後、政府はスドモKOPKAMTIB参謀長の指揮のもとに、汚職と腐敗の大々的な摘発活動に乗り出したが、その活動はなぜか中・下層官吏の段階にとどまり、背後の上層部におよぶことはなかった。総選挙を通ずる改革はもちろん、政権自体の綱紀粛正などの自発的改革にも自から限度があるとすれば、残された改革への望みは、議会外での批判活動に託すほか道はない。批判勢力は、78年のスハルト3選に向けてさまざまな批判を活発化した。

7月には、政府に批判的な姿勢を打ち出していた前ジャカルタ知事アリ・サディキンを、一部の学生が大統領候補にかつぎ出そうとする動きがみられた。8月にはバス料金値上げに反対する非合法デモで、54人の学生が逮捕された。10月には国策大綱の国会審議が二つの点で物議をかました。一

つは、KNIPのみが唯一の青年組織として言及され、他の学生組織がまったく無視されたことが、政府による学生運動規制強化の先触れとして学生たちの疑惑と反発をよんだ。もう一つは、ジャワに根強い神秘主義信仰(各派を総称してkepercayaanと呼ばれる)を、他の宗教(agama)と同様に公認することが、イスラーム勢力の激しい反発を招いた。12月に入ると、学生運動を軸とする批判活動は尖鋭化し、主要大学ではさまざまな口実を用いて政府批判の集会を持ち、小規模ながら非合法とされる街頭デモを頻繁に組織して抗議の意志を表明した。このような学生たちの運動には、かつての軍部高官も同調する有様であった。陸軍の大御所ナスチオン退役大将、アリ・サディキン前ジャカルタ知事、さらには最高評議院副議長のアラムシャ中将、ダルソノASEAN事務総長、スロノ国軍副司令官などの人びとも、政府批判の言辞を口にした。政府批判の高まりに直面した政府は、緊急に高級軍官会議を召集して軍内部の意志統一を図り、スハルト3選支持と、批判活動に対する警告を発表した。しかし、78年1月には、バンドンで数千人規模の学生デモが組織されたし、バンドン工科大学における約1000人の学生集会においては、スハルト3選反対が決議され、スハルトの失政を厳しく非難した「1978年学生闘争白書」が配布された<sup>(注22)</sup>。

##### (5) 「1978年学生闘争白書」

この「白書」はまず、「わが国の現状」と題して、政府、経済、社会文化、司法の各分野別に述べている。政治分野では、抑圧され押え込まれた庶民の内なる声が政府に届いていないと指摘して、国会は民意を伝える代議機能も果たせず、また有効な統制機能も果たせない制度であると決めつけた。国民協議会の存在自体も、45年憲法で主権は国民の掌中

に、その行使は国民協議会にと定められているにもかかわらず、選出議員がわずか31%では国民を代表しているとはいえないので違憲である。会計検査院や最高裁なども、その独立性を保証すべきである。政党とゴルカルは、真の政治勢力とは看做されぬ。なんとなれば、政治権力は政府の掌中に握られているし、国民の80%が住む村落で政党活動が禁止されているからである。経済分野では、成長重視の経済発展は庶民に利益をもたらしていない。外資の70%はジャカルタ「市」に片寄って投資され、政府のクレジットもほとんど純粋インドネシア人以外の人びとの手中に帰し、特定受益層が形成されている。1人当りの所得が、67年の80ドルから77年の130ドルに増えたと言われるが、富裕地域が飢餓地域に変じた例も事実として残る。そのうえわれわれには、I G G I の債務80億ドル、プルトミナの債務100億ドルが課せられた。社会文化の分野でもその荒廃振りは著しく、社会的公正などの価値は追いやられ、経済価値のみがまかりとおっている仕末である。司法分野でさえ、法治原則が維持されていない。

以上のような現状をもたらした原因は何だろうか。われわれはその理由として、国家指導層と建設戦略の二つを指摘する。国家指導層はすべての権力を彼らの掌中に集中して、公けの立憲政治諸勢力を損なってしまった。加えてスハルトにはネポティズムがあり、蓄財さえ図った。下級官吏にさえも、大統領のごとく振舞う権利があるとの印象を与えてしまった。独立闘争の指導者たちが蓄財したであろうか。「我々の」建設戦略は、大多数の国民に益のない急激なGNPの増大達成に据えられている。さきに述べた各分野の現状は、すべてこの戦略によってもたらされた。GNP増大戦略こそが元凶である。

それではなぜ学生闘争なのか。政党も駄目、ゴルカルも駄目、国会も無言とくれば、われわれが闘争せざるをえない。貧富の格差拡大は重大な危険であり、共産主義の復活を招来する。不正、不法、腐敗、消費志向の生活態度なども一掃されねばならない。現状は改革されねばならないのだ。われわれは二つの闘争課題を設定した。78年3月の国民協議会でスハルトを交替させよう。国家発展戦略を変更させよう。

「白書」は以上のように、個別的な政策批判ではなく、「新秩序」体制を初めて系統的かつ全面的に批判していた。そうして、「スハルト政権失政の諸指標」をも付して、学生闘争への参加・協力を訴えたのである<sup>(註23)</sup>。

しかしこのような体制批判の高まりも、前年末の警告にもとづく軍部の厳しい弾圧によって、2月中旬までにすべて封殺されてしまった。新聞数紙が停刊され、学生約200名の逮捕に加え、若干の知識人も逮捕された。ダルソノも突然解任された。

#### (6) 近年の体制批判と世論

78年3月の国民協議会でスハルト大統領は3選を果たし、副大統領には新たにアダム・マリク元外相、前国会および国民協議会議長が選出された。しかし、国策大綱の採決に際しては、異例の事態が生じた。従来慣例とされてきた衆議合一による万場一致方式が破られ、投票による採決方式が初めて導入された。PPPが、最後まで神秘主義信仰に対する公認反対の姿勢を崩さなかったためである。国策大綱は採決の結果、賛成751票、反対111票で採択された。PPPは「パンチャ・シラ解釈の指標」案件についても、棄権することで万場一致の慣習を破った<sup>(註24)</sup>。

3選を果たしたスハルト大統領は、第3次建設

内閣を組閣し、行政機構も若干手直した。軍首脳的人事異動も相前後して行なった。政権と軍を建直したスハルトは、79年4月から第三次建設5カ年計画の遂行に取り組んでいる。80年2月には南スラウェシで、11月には中ジャワでそれぞれ反華人暴動が起これ、5月には国会議員50名による政府批判の声明が出され、81年3月には一部過激批判勢力による国営航空機ハイジャック事件も惹起された。インドネシアは、82年5月の総選挙、さらには83年3月の大統領選出という政治日程を控えて、再び「政治の季節」を迎えようとしているが、これら近年の体制批判に関連する諸事件については、いずれ稿を更めて検討することとした。

最後に、最近における世論の一端を窺う資料として、有力週刊紙が80年8月上旬に行なった世論調査の結果を、一部簡単に紹介しておこう<sup>(注25)</sup>。調査は、イリアン・ジャヤと北スララウェシを除く全国で、女性4分の1を含む517名を対象として行なわれ、回収率95%で495人の回答をえた。回答者は全階層にわたり、年齢は全体の64%が16歳から30歳で、平均22.5歳であった。質問は、独立後35年を経た今日の現状をどのように認識するかというさまざまな視点からなされた。今日もっとも進んでいる分野、もっとも遅れている分野として次の回答が寄せられた。進んでいる分野は経済(21.65%)、教育(20.07%)、政治(19.68%)などで、遅れている分野は政治(24.54%)、経済(21.45%)、スポーツ(17.81%)、教育(16.54%)などである。もっとも進んだ分野とし答えられた経済については、否定的な見方もほぼ同率で、「新秩序」政権の経済建設に対する功罪相半ばする評価を窺がわせる。政治に対する反発は強い。今後とも努力されねばならない分野としては、清潔な政府

(36.8%)がもっとも多く、ついで経済の改善(26.39%)や法の維持(10.4%)が望まれている。腐敗・汚職の一扫と、不公平分配是正の要求といえよう。独立を危うくする国内的脅威の第1は、汚職と職権乱用(43.8%)で、PKIの再起(21.6%)や大衆の無関心な態度(20.2%)などを凌いでいる。ただし、国外からの脅威としては、共産主義(63.69%)はいまだに、西欧文化の影響(16.92%)や資本主義(12.69%)、イスラーム過激派(5.56%)を上回る要因と考えられている。したがって、国としては中国(27.97%)、ソ連(22.93%)、ベトナム(20.96%)などの国々が脅威をもたらす国々としてあげられ、アメリカ(11.42%)や日本(8.19%)などがそれについている。経済生活の現状については、おおむねが年ごとの改善を認めているが、その将来はと問えば、見通せず不安(30.17%)、わからない(29.52%)と大半が自信を持ってない。外資の役割については、インドネシアの経済発展への貢献(肯定45.85%、否定34.56%、わからない19.58%)をある程度認めても、民族企業への圧迫(肯定50.8%、否定35.1%、わからない14.18%)などの否定的な側面が強く意識されている。しかし、雇用機会の創出(肯定63.9%、否定25.33%、わからない10.76%)面は評価されているといえよう。新聞報道については、多くの人びとが新聞が自由に報道することに慎重である(53.83%)と思い、少なからぬ人たちが新聞が憶病でしばしば事実を隠している(35.19%)と考えている。

これまでみてきたように、「新秩序」政権や体制、ならびに軍に対する批判は、急激な経済成長がもたらすさまざまな発展格差が明らかとなるにつれ、「新秩序」体制の権威主義的な傾向が強まるにつれて台頭し、浸透し、かつ尖鋭化した。批判は主に学生・知識人層や、イスラーム関係者に

よってなされているが、批判に対する支持は、一握りの特定受益層を除く、国民各層の間に広くかつ深く浸透してきた。

(注1) 以下に引用した暫定国民協議会第4回総会の決定各号については、国際問題研究所・インドネシア部会編『インドネシア資料集』(下)を参照。

(注2) 66年11月に当初選出された党幹部は、有力な旧マシュミ党員であったため政府の承認を得られなかった。

(注3) 政府も、高まりつつある軍部批判の声を背にして、79年の9月には、少尉以上の現役軍人の企業活動への参加禁止を定めた。

(注4) 81年度予算に盛り込まれた軍事費増大の意図は、このような文脈にそって国民に綱紀粛正に取り組む姿勢を示したのではなく、82年の総選挙、および83年の大統領選出を抑えた軍部懐柔策の色合いが濃い。

(注5) 安中章夫「インドネシア国軍における政治化——その歴史的起点——」(石田雄・長井信一編『インドネシアの権力構造とイデオロギー』アジア経済研究所 1968年)参照。

(注6) 安中章夫「インドネシア国軍の政治介入——1950~1955——」(『開発リーダーシップ研究序説』アジア経済研究所 1970年)参照。

(注7) 現実に選挙に参加できた政治団体は、職能グループとしてはわずかに1団体でゴルカルと、政治グループからは NU, PNI, PMI, PSII, Parkindo, Katholik, Perti, IPKI, Murba の9政党であった。

(注8) (注7)参照。

(注9) 選挙後、すべての公務員と国営企業職員は、内相を議長とするインドネシア共和国公務員団(略称 KORPRI)への参加を義務づけられ、ゴルカル支持を強制されることとなった。

(注10) 71年選挙については、Nishihara, M., *Golkar and the Indonesian Election of 1971*, Cornell Modern Indonesian Project, 1972 参照。

(注11) なお、発展途上国における自由権については、次の文献が開発と関連させて多面的に論及しているので参照されたい。スジャトモコ『開発と自由』サイマル出版会 1980年。

(注12) KNPI は、スカルノ追い落としに活躍した、いわゆる「66年組」(Angkatan '66)のデヴィッド・ナビ

トゥプル、コスマス・バトゥバラ、ザムロニなどを指導者として、73年7月23日に結成されていた。

(注13) 特殊ジャワ的な権力観念は、権力は、1)具象的、2)淵源は同質、3)量は一定、4)固有の倫理的意味は持たないという点で、西欧の権力観念とは異質であると指摘された。詳しくは次の論文参照。Anderson, Benedict R. O'G., "The Idea of Power in Javanese Culture," in *Culture and Politics in Indonesia*, ed. Claire Holt, Cornell Univ. Press, 1972.

(注14) ジャワの伝統的な国家観・世界観については、ジャワのマタラム王国の統治構造を解明し、王権の性格まで論及している S・ムルトノの『古典ジャワにおける国家と行政』(Moertono, Soemarsaid, *State and Statecraft in Old Java: A Study of the Later Mataram Period, 16th to 19th Century*, Cornell Modern Indonesian Project Monograph Series, 1968), および、アンダスンの前掲論文参照。

ジャワ人の価値志向については、ギアツの前掲書とジャワ支配層の価値意識、なかんずく伝統的な支配層プリアイに特徴的な価値志向を典型的に考究している安中章夫「ジャワ支配層の価値意識——プリアイの伝統——」(高橋保編『東南アジアの価値意識』上巻アジア経済研究所 1974年)参照。

なお、以下の記述においては、ギアツとムルトノの前掲書2冊、ならびに上述したアンダスンと安中両論文からの引用注記は、繁雑を避けて控えたのでご了承ください。

(注15) Mortimer, Rex, "Values in the Perception of Indonesian Politics," *Review of Indonesian and Malayan Affairs*, Vol. 7, No. 2 (July-Dec. 1973), pp. 1-7.

(注16) 当時の軍内部における権力闘争については、次の諸論文を参照。Crouch, Harold, "The '15th January Affair' in Indonesia," *Dyason House Papers*, Vol. 1, No. 1, Aug. 1974; Utrecht, Ernst, "Recent Conflicts inside the Indonesian Army," *Journal of Contemporary Asia*, Vol. 4, No. 3, 1974.

(注17) 会談の様子は、*Sinar Harapan*, Jan. 11, 1974 参照。

インドネシア大学学生評議会議長ハリマン・シレガルは、翌日のキリスト教大学における田中首相インド

ネシア訪問反対集會において、15校の代表約400人を前にして、田中首相滞在中は半旗を掲げよ、新聞は日本商品の広告をボイコットせよ、学生は15日に全国で決起せよと呼びかけた。

(注18) 政府筋の見解としては、マリク外相の記者会見(*Antara*, Jan. 18, 1974)、パンガベアン国防治安相の国会報告(*Berita Buana*, Jan. 22, 1974)、スハルト発言(*Sinar Harapan*, Jan. 22, 1974)、スドモ参謀長のKOPKAMTIB公式見解(*Berita Buana*, Feb. 22, 1974)などもあるが、ここでは、ムルトボ大統領補佐官の記者会見で示された見解(*Sinar Harapan*, Jan. 22, 1974)を取り上げた。

(注19) 汚職の総額が、国民所得の30%にも達するほど悪化し、政府高官もそれを認めていた(*Kompas*, Dec. 13, 1973) 状況が、その後特に改善されもしなかったし、外資規制と民族資本優遇措置についても、さまざまな抜け道が可能であった。

(注20) KOPKAMTIBの権限は、その後、国家政治・治安安定審議会が新設されて若干削減された。

(注21) 「66年組」が加わったKNIPの結成などでは、学生たちの激しい反発さえかうほどであった。

(注22) “White Book of the Students’ Struggle,” *Indonesia*, No. 25, Apr. 1978, pp. 151-182.

(注23) しかし、学生たちは、必ずしも民衆との共闘を直接意図していたわけではない。増田・後藤・村井『現代インドネシアの社会と文化』現代アジア出版会 1979年 162, 163, 196~198ページ参照。

(注24) *Tempo*, 25 Maret 1978.

(注25) *Tempo*, 16 Agustus, 1980.

## V むすびにかえて

スハルト「新秩序」政権は、これまで成長重視の経済建設を遂行してかなりの実績を積み上げてきた。反面、工業化を軸とする急成長は、さまざまな発展格差をもたらして特定受益層を形成すると同時に、公平な分配要求を柱とする激しい政府批判も呼び起こした。さらに「新秩序」政権は、経済建設の遂行に欠かせない政治的安定を確保するために、政治参加を抑制して権力の集中・浸透を図り、権威主義的な傾向を強めた「新秩序」体制

を築き上げた。そのために、民主的な参加体制を求める政府批判も強める結果となった。

発展途上諸国の政治においては、まず統一を志向する権力を創出し、その権力が十分な支配権を確立して、対抗集団による代替的政治形態の挑戦を有効に阻止しうる権力の地固めという初期局面の重要性が指摘されてきた。そのうえで、当該政治体制が正常かつ正当であると当該社会によって受容される権力の制度化局面が続き、権力の民主的統制を志向する諸過程はその後のこととされた。

局面の推移は必ずしも截然と分かちえないが、しかし、「新秩序」体制はそのような文脈にそって考察してみても、いささか均衡を欠くほど権威主義的な側面ばかり強化しすぎた気味がある。権力の地固めの局面は、「新秩序」体制が当初の支持勢力を切り捨てていける段階ですでに終わったものと看做せるからである。したがって、権力基盤を一応整えた後は、「新秩序」体制を正常かつ正当であると認めさせる方向で、体制の安定を図らねばならぬのではなからうか。「新秩序」体制はいたずらに権力の集中・浸透に腐心して、かえって批判勢力を育成する結果となり、「新秩序」体制下の政治的不安定を招いてしまった。権力の制度化の局面では、経済的には成長重視の建設路線を分配重視の批判との調和を図って若干の修正を加える戦術的配慮を示すこと、政治的には規制強化の方向でなく、参加体制への若干の配慮ないしは少なくとも現状維持の戦術こそが必要とされたのではなからうか。現在でもそのような戦術的配慮は可能なのではなからうか。なぜならば、軍部に代替する有力な政治勢力は見当らず、批判勢力が強まったとはいっても、軍部抜きではとても収拾しうる見通しも立たず、批判勢力はしよせん批判

勢力にすぎないという側面が見て取れるからである。さらに、そのような戦術的路線修正、ないしは体制の一部手直しは、参加の拡大なくして分配の増大なしとする、長期にわたる歴史的な認識にもとるところがない。「新秩序」政権が成長重視の建設路線に固執すればするほど、「新秩序」体制が権威主義的な締めつけを強化すればするほど、スハルト「新秩序」政権の問題解決能力は低下の一途を辿り、経済建設の遂行はおろか、政権の存続自体さえ覚束なくなりはしまいか。

だが、「衰退」した立憲民主政を蒸し返すような形で、再び政治不安をもたらすことも避けねばならない。必ずしも多数決原理にもとづかずとも、既存の伝統的な諸集団相互間で、集団としての平等を前提としたうえで納得のゆく解決策を見出す途はないものであろうか。インドネシアには、その種の基底集団としてアリランが存在する。試行錯誤による模索の努力は恥ではなく、過ちを見出せない、過ちを正せないことこそが責められよう。「新秩序」政権は今後とも暴動に直面

することはあっても、革命に直面する見込みは薄い。かりに政権の交替があったとしても、権威主義的な体制は当面存続し、「新秩序」体制とはあまり変わらぬ体制によって継承されるのではなからうか。基本的な経済的・社会的構造変化はいまだしとみられ、それが農村のそれともなればなおさら先のことと思われるからである。しかし、変化の諸側面は見据えておかねばならぬ。インドネシアにおいても、伝統的な政治環境にも適合して安定し、なおかつ活力を失わぬ政治形態への地に足つけた模索は続けられよう。重要なことは、そのような努力のたとえささやかな萌芽であっても、「新秩序」体制がそれをむしり取るようなことはせず、寛容に見まもる余裕ある姿勢が望まれているのではなからうか。

〔付記〕 小論は昭和54年度から55年度に実施した個別研究「スハルト政権の政治課題」の報告である。

(アジア経済研究所調査研究部)